

## 屋外広告物法①

「良好な景観」「風致の維持」「危害の防止」

→ 警告、勧告 ○ 命令でない

## 屋外広告物法③

3-1 「禁止される地域」

・第1種低層住居専用地域

・第2種中高層

・景観地区

・文化財保護法で指定された建造物の周囲

・森林法 +etc

× 農業振興地域

× 歴史的風致形成

建造物の周囲

3-2 「禁止される物件」

・街路樹 +etc

3-3 「危害防止のため必要あれば」

## 屋外広告物法④

必要あれば都道府県知事の許可制(許可證)

(3条で禁止されてるものとの扱い)

届出制 もしくは 確認制でもOK

区域全体でもOK

× 広告物の内容

## 屋外広告物法⑤

必要あれば 広告物の形状、面積、色彩、意匠や  
掲出物件の形状、種類の方針を定めることが玉

(3条で禁止されてるものとの扱い)

## 屋外広告物法⑦

### 7-2 代執行手続

違反物に対して、相手が確認できていない場合、  
除却LFまでする場合は、あらかじめ相当の期限を決めて  
公告しなければならず、うちに除却する」として玉下さい  
除却期限 5日以上 (ガイドライン23条)

### 7-4 「簡易除却」

停止を命じるところでは玉子の扱い  
広告物を表示し、設置し、管理する者のが対象  
(× 製作者)

- 玉子  
 ・相手が確認できない  
 ・相当の期間が経過して玉  
 →玉子  
 ・管理工事、放置工事等 = 玉子  
 明らかでない (1-1類はOK)  
 ・容易に取りはずせない

## 屋外広告物法⑩

登録の期限 12年

登録で玉子

- ・取り消され除外から2年経て下さい
- ・営業停止期間が経過して下さい
- ・業者と居住者を兼任して下さい ↑

× 営業停止命令の除外が13  
2年経て下さい

条例違反した場合、登録の取り消し。  
玉子 6ヶ月以内 の営業停止命令が玉下さい

## × 屋外広告物法(27)「大都市の特例」

政令で定めるものは 指定都市でない、中核市が処理することとされています

都道府県知事との協議は不要

中核市の長との

## × 屋外広告物法(28)

(3~5, 7, 8) ←

登録に際する段階は対象外

都道府県は屋外広告物条例の制定、改廃に関する事務を  
あらかじめ市町村の長に~~十分諮詢~~の上、景観行政団体である市町村が  
処理することとされています

制定する条例の内容について



都道府県への協議、同意は不要

# 屋外広告物条例ガイドライン案

## ③ 禁止地域

・緑地保全地域

× 緑地重点地区

・景観地区

× 景観計画地区

・都市公園法

× 準住居地区

・森林法

× 路面地区

(知事が指定する区域を除く)

・自然環境保全法

(  
" )

## ⑧ 広告物活用地区

3条以外の場所を指定できる

他の区域では知事の許可を受けてものと

5、6、14に適用しない。

## ⑨ 「景観保全型広告整備地区」

3条および6条の地域で指定できる

(義務化する)

## ⑪ 「適用除外」

★ 運動会ポスター 30 60

★ 政治活動のための広告物 3X 60  
禁止区域に表示しない

★ 公衆の利便、道標とする 30 6X  
許可是必要

・規則12 監査官が自動車に表示されたもの 30 60  
(大型看板の除外)

## ⑫ 「超過倍率」

新たに規制対象となる場合、

\* 3年内この規則は適用しない  
(平成12年3月の期間)

## ⑮ 「許可等の期間および条件」

・許可等の期間は3年を超えることができない  
やむを得ない場合でも

・許可等をする場合、必要な条件を附さなければならない

## ⑯ 「変更、改造の場合は許可が必要

(軽微なものも除く)

## ⑰ 「許可是係の証票には広告物を掲出する件に記載付

## ⑲ 「広告物を表示、設置、管理するもの、所有者、占有者は 良好な状態に保持しなければならない

## ⑳ 「設置が必要とするところでは

運営する施設 → 知事に届出

## ㉑ 「違反した広告物の撤去期限は5年以上

## ㉒ 「広告物を表示するものは管理するものと 置かなければならず(届出必須)

## ㉓ 「管理者を変更する場合は運営する知事に届出

## ㉔ 「登録申請」

・死亡、合併、破産など、その日から30日以内  
知事に届出なければならぬ

・有効期限は5年

・満了後、引き続いた広告業を営む場合、  
更新の登録を受けなければならぬ  
(満3日の30日前までに申請)  
(講習会の受講は必要ない)

## ㉕ 「営業所ごとに

## ㉖ 「業務主任者を選任 ← 届出不要

(管轄者は届出必須)

・試験に合格したもの  
・知事が認めた講習会の課程を  
修了した者(認定は受けたことを)  
↑

## ㉗ -2

営業所ごとに公衆の見やすい場所に  
標識(番号、登録番号など)を  
掲げなければT23120

## 景観法

- ・景観重要建造物や重要樹木の変更には長の許可が必要
- ・景観計画区域内における条例の規定による  
広告物の表示(新築、増築、移転、改修)については景観法の届出は不要
- ・建築物や工作物の建設を行なうものは長に届出必要
- ・景観指定期定に定められた区域に開拓基準を定めさせて貰う  
→ 制限は設けない
- ・景観法の規定による届出を国全体が受理した日から  
30日を経過してなければ、届出は無効とされる。行動に着手してはならない  
長は、申請がなされた時は期間を短縮することができる

## 建築基準法

- ・高さ4Mを超える広告塔体。  
工事着手前に建築確認、改修工事完了後は、検査済証の交付
- ・(国や市町村の建築物の敷地内に4Mを超えては適用しない)  
建業主、工事の請負人に対して  
特定行政庁 … 違反工作物に対する除却手続 (建築監視員は施工監督)
- ・建業監視員 … 罰則で役の使用停止命令、施工停止命令
- ・高さ3Mを超える広告塔、屋上に設けられた主要部分を  
不燃材料で造りまたは覆わなければなりません
- ・高さ20Mを超えるものの避雷設備

## 建設業法

- ・工事代金が4000万以上 … 特定建設業の許可 (×一般建設業)
  - … 主任技術者は加えて監理技術者
- ・建設業を営むて可する者は、国土交通省(2級以上)や都道府県知事の  
許可が必要 (軽微なものは除く), 地域制限はない
- ・都道府県知事は、許可なく建設工事を行なう者に対し、必要な指示を  
できる権限あり、一年以内の営業停止を命じさせてかねる

## 労働力衛生法

- 快適な作業環境の形成
- ・事業者は産業医から勧告を受ける場合、尊重する義務を負う  
→ 内容を衛生委員会または安全衛生委員会に報告
  - ・厚生労働大臣は労働災害防止のための事項を定めた規則で  
(×事業者) 対応しなければならない
  - ・事業者は、安全管理のための教育、講習を受ける機会を  
与えるよう努めてなければなりません (×5年未満は23ヶ月)

## 道路法

アートル120k

- 占用物件に新たに道路の構造、交通に支障を及ぼすある物件を添加する場合、既存の占用とは別に、道路管理者の許可が必要
- 道路管理者は、工事のためやむを得ない必要が生じた場合、占用許可の期限、禁止、取り消しができる
- 道路管理者は、道路の構造に関するものを自己行うことができる  
↑この場合、占有者に対して通知しなければならない
- 道路管理者は（工事のためやむを得ない場合を除く）  
道路の構造、交通に著しい支障が生じた場合、その他やむを得ない事由が生じた場合、占用許可の取消し、通常より3ヶ月を超過してはいけない

## 行政代執行法

- 法律により直接命ぜられた行為、行政庁に判明せられた行為
- 「不履行で放置するに至り著しく公益に反対して破壊される」  
「他の手段によつてその履行を確保するに困難」
- 他人が代わって行つたのである行為に限る
- 戒告 → 代執行令書  
(建)